

地域指定年度	昭和48年度
計画策定年度	昭和49年度
計画見直し年度	昭和57年度
	平成 4年度
	平成11年度
	平成19年度
	平成26年度
	令和元年度
	令和 8年度

名古屋農業振興地域整備計画書

令和8年6月

名 古 屋 市

目次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
(2)	農業上の土地利用の方向	3
2	農用地利用計画変更の基本方針	4
3	農用地利用計画	6
第2	農業生産基盤の整備開発計画	7
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	7
2	農業生産基盤整備開発計画	7
3	森林の整備その他林業の振興との関連	8
4	他事業との関連	8
第3	農用地等の保全計画	9
1	農用地等の保全の方向	9
2	農用地等保全整備計画	9
3	農用地等の保全のための活動	10
4	森林の整備その他林業の振興との関連	10
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	11
1	農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	11
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	11
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	13
2	農業経営の規模の拡大及び農用地の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連	13
第5	農業近代化施設の整備計画	14
1	農業近代化施設の整備の方向	14
2	農業近代化施設整備計画	15
3	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第6	農業を担うべきものの育成・確保施設の整備計画	16
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	16
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	16
3	農業を担うべき者のための支援の活動	16
4	森林の整備その他林業振興との関連	16
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	17

1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	17
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	17
3	農業従事者就業促進施設	17
4	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第8	生活環境施設の整備計画	18
1	生活環境施設の整備の目標	18
2	生活環境施設整備計画	19
3	森林の整備その他林業の振興との関連	19
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	19
第9	付図	20
別記	農用地利用計画	21
1	農用地区域	21
(1)	現況農用地等に係る農用地区域	21
(2)	現況森林、原野等にかかる農用地区域	23
2	用途区分	23

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本地域は、名古屋市の南西部に位置し、庄内川下流の沖積層からなる低湿地帯の中川区富田地区、港区南陽地区と、北東部に位置する洪積台地からなる丘陵地帯の守山区東谷地区よりなっている。気候は、年間平均気温17.5℃、年間平均湿度68%、年間降水量1,504.5mm、日照率54%と比較的温暖であり、木曽川や庄内川が市内に豊富な水を供給している。いずれも市街化調整区域であり、総面積895.7haのうち現況農用地は447.2haと49.9%を占めている。

富田地区、南陽地区については、耕土が深く肥沃な水田を主とした優良農地であるので、集落周辺農地を除き、集团的農地とすることが適当な区域を農用地として保全していく。また、東谷地区については樹園地を主とした農業が行われているので、林地に介在する農地を除き、農用地として保全していく。

いずれの地区においても、農用地利用の推進を基本とし、必要に応じて都市的土地利用への転換を検討していく。

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R6年)	447.2	49.9	3.4	0.4	-	-	445.1	49.7	895.7	100
目標	437.0	48.8	3.4	0.4	-	-	455.3	50.8	895.7	100
増減	-10.2		-		-		10.2		-	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地447.2haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地414.9haについて農用地区域を設定している。

- a 集団的に存在する農地
10ha以上の集団的な農用地
- b 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある農用地
- c a 及び b 以外の土地で農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である農用地
ただし、a ～ c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内に介在する農用地

該当農用地面積 約28ha

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

- ・藤高（藤高二丁目）の名四国道南側で市街化区域に接する区域の農用地 約1ha
- ・東谷の林地に介在する農用地 約2ha

(c) その他

- ・茶屋（川園二丁目、三丁目）の池沼地より造成された農用地 約1ha

(イ) 土地改良施設等の用に供されている土地についての農用地区域の設定方針

本地域内に存在する土地改良施設のうち、(ア) において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在し又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ロ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア) において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在し、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を

設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

農用地区域に設定することが必要な森林、原野等は存在しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

(ア) 富田地区〔A〕

富田地区は、庄内川下流の平坦地で古くから水田地帯であり、ほ場整備も都市計画緑地の区域内を除き終了した。今後は、水稻作業の省力化と施設園芸用地として利用を図る。

(イ) 南陽地区〔B〕

南陽地区は、庄内川河口の干拓地で大規模な水田地帯としてほ場整備されている。今後は、整備された施設等の維持管理を行い、機能の保全に努め、水田を中心とした利用を推進する。

(ウ) 東谷地区〔C〕

東谷地区は、東谷山に隣接した丘陵地であり戦後入植の開拓地で、構造改善事業により、樹園地として基盤整備されており、ぶどうを中心として、隣接する東谷山フルーツパークとともに利用を図っていく。

	農地	採草放牧地	農業用施設用地	混牧林地	合計
現況	415.6	—	3.4	—	419.0

イ 用途区分の構想

(ア) 富田地区

a 近鉄線以南、萱津用水と包里の市街化区域に囲まれた榎津、江松の集団的農用地については、引き続き整備された施設等の維持管理を行い、農地中間管理事業や作業の受委託により田、畑の集積・集約化を進めるとともに、施設園芸を推進し、農地の高度利用を図る。

b 市街化区域を除く供米田、包里の区域については、都市計画緑地の区域であるが、現況の用途により農地利用を図る。

- c 近鉄線以南、港区の区境までの旧戸田、富永の区域については、引き続き整備された施設等の維持管理を行い、居住地内の小規模農地を除き、作業の受委託などにより集団農地を保全していく。
- d インターチェンジ周辺等においては、優良農地の保全を基本としつつ、都市計画における地区計画等と調和を図りながら、地域の実情に応じた農地利用を図る。

(イ) 南陽地区

- a 福田、戸田川以西、市境までの海東、西福田、協和、福田前の区域については、ほ場整備が完了しているので、引き続き整備された施設等の維持管理を行い、稲作の合理化を図っていく。
- b 茶屋後、茶屋、七島、藤高、小川については、ほ場整備が完了し、水田を主体とした集団農地を形成しているので、引き続き整備された施設等の維持管理を行い、集団農地の保全と有効活用を図る。
- c 農地中間管理事業により、利用集積を含めた効率化を進め、集団的優良農用地の確保に努める。
- d インターチェンジ周辺等においては、優良農地の保全を基本としつつ、都市計画における地区計画等と調和を図りながら、地域の実情に応じた農地利用を図る。

(ウ) 東谷地区

主として樹園地として農地利用を図る。

2 農用地利用計画変更の基本方針

農業振興地域の農用地区域は、今後、おおむね10年以上にわたり農用地として利用すべき土地を農業振興の基本となる農用地区域に定めるとともに、社会情勢の変化、市総合計画等との整合を図り、農地の保全に努めるよう再検討するものである。

については、次の事項に留意の上、検討するものとする。

(1) 農用地区域への編入

以下の項目に該当する土地を対象とする。

ア 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地

イ 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある農用地

ウ 農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である農用地

(2) 農用地区域の除外

ア 近代化不可地

次の要件すべてを満たし今後も農用地等として保全管理することが困難と認められる土地を対象とする。

- a 過去30年以内に、農業生産基盤整備事業が実施されていないこと。
- b 効率的な近代的農業が営めないと認められること。
- c 地域計画の区域内の土地でないこと。

イ 集落介在地

次の要件すべてを満たし今後も農用地等として保全管理することが困難と認められる土地を対象とする。

- a 相当期間（20年）以内に、農業生産基盤整備事業が実施されていないこと。
- b 非農用地区域に4方向接続していること。
- c 地域の平均的整備規模以下の小規模でおおむね30 a 以下の飛び農用地等であること。
- d 周辺の農用地等と一体的な効率的利用が困難であること。
- e 地域計画の区域内の土地でないこと。

ウ 山林介在地

次の要件すべてを満たし今後も農用地等として保全管理することが困難と認められる土地を対象とする。

- a 相当期間（20年）以内に、農業生産基盤整備事業が実施されていないこと。
- b 山林等に介在していること。
- c 地域の平均的整備規模以下の小規模な飛び農用地等であること。

- d 周辺の農用地等と一体的な効率的利用が困難であること。
- e 地域計画の区域内の土地でないこと。

(3) 個別案件

本市の目指す農業振興計画の達成に支障がなく、法第13条第 2項各号の要件をすべて満たすものについては、除外を検討する。

また、法第10条第 4項に該当する土地は除外するが、農業上の土地利用との調整が可能なものについては、十分調整を行った後除外する。

3 農用地利用計画

別記のとおりとする。

別表 1 農用地区域から除外する農地転用が予定されている農用地

別表 2 農業用施設用地へ用途区分の変更が予定されている農用地等

別表 3 農用地区域へ編入が予定されている農地

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域における農業振興の方向は、稲作経営を基幹としつつ、大消費市場に隣接している有利な条件を生かし、鮮度の高い野菜の生産並びに花き類、果樹類（ぶどう）の生産を振興していく。この方向に沿って農業生産性を向上させるため、農業生産基盤の整備を図っていく必要がある。土地基盤整備事業のうち、ほ場整備は一部の地区（守山区上志段味・富田地区の都市計画緑地の区域）を除き完了している。

ア 富田地区〔A〕

本地区は近鉄名古屋線以南の区域で、農用地は約81haである。昭和52年 9月に土地改良区が設立され、ほ場整備事業が完了している。今後も引き続き土地改良施設等の機能保全に努める。

畑については区域の実情に即して、施設園芸の整備等を図る。

イ 南陽地区〔B〕

本地区の農用地は、約 335haで、本市における最大の穀倉地帯である。8つの土地改良区が各種の土地改良事業を実施している。当地区は一戸当たりの経営耕地面積、一筆当たりの面積は本市内においては比較的大きく、団地性にも優れているため、土地利用型の農業経営に適し、肥沃な地味と深い耕土をもった優良な農地を形成しており、土地改良施設等の機能保全に努める。

また、基盤整備促進事業等による排水路の整備、排水機場等の施設整備を推進する。

ウ 東谷地区〔C〕

本地区の農用地は、約 4haであり、そのほとんどがぶどう園である。昭和41年から 3ヶ年計画で国・県・市の補助によりぶどう園の造成改良などを行い、農業経営の近代化を推進してきた。引き続き、ぶどうを中心とした樹園地として農業生産基盤の維持に努める。

2 農業生産基盤整備開発計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連
該当なし

4 他事業との関連
該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本地域内の農用地の主要部分を占める水田については、農地中間管理事業による集積や農協等による作業受委託が進んでおり、耕作放棄等がおおむね抑止されているので、利用集積を含めた効率化を進め、集団的優良農用地の確保に努める。

また、自然的、社会的状況の変化等に起因して、農業用排水施設の機能が低下し、災害の恐れが広域的に生じている地域及び、水質の悪化により農作物の生育不良等が発生している地域において、たん水防除事業などの防災事業を実施することで施設機能の回復を図り、農業生産の維持及び農業経営の安定に努める。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対象番号	備考
		受益地区	受益面積		
総合農地防災事業 (新濃尾地区)	犬山頭首工補修 用排水路改修	名古屋市 外22市町	9,307 (全体)	①	H19～R9 継続
施設機能保全事業 (尾張西部地区)	日光川河口排水 機場 尾西排水機場	名古屋市 外11市町村	11,608 (全体)	②	H27～R9 継続
排水施設保全対策事業	排水機場 1箇所	福田川河口 地区	951	③	R4～11 新規
たん水防除事業	排水機場 1箇所	西福田2期 地区	50	④	R7～13 新規
農業水利施設保全対策事業	排水路 330m	尾張南部 2期地区	9	⑤	R5～8 新規
緊急農地防災事業	排水機場 1箇所 排水樋管 1門	新藤高 地区	69	⑥	R8～17 新規
用排水施設整備事業	護床工 1箇所	吉根地区	11	⑦	R5～8 新規
防災ダム事業	ため池改修 1箇所	双子池	1	⑧	R6～9 新規

防災ダム事業	ため池改修 1箇所	井堀下池	1	⑨	R7～10 新規
--------	-----------	------	---	---	-------------

出典：農業農村整備事業管理計画書（令和6年9月作成）

3 農用地等の保全のための活動

農業者、関係団体との連携により、遊休農地や管理不十分等の情報収集・実態把握、是正指導に努めるとともに、農家による市民農園の開設を促進するなど、農用地の荒廃予防と活用をすすめる。

また、農地・水・環境の保全と質的向上を図る地域共同の取組を支援する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営指標としては、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの年間所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして下表のとおりとし、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

	年間農業所得	1人あたりの 年間労働時間
農業経営の目標 効率的かつ安定的な	主たる従事者1人当たり おおむね400万円 基幹経営体当たり おおむね800万円	おおむね 1,800時間
農業経営の目標 新たに農業経営を 営もうとする青年等の	主たる従事者1人当たり おおむね 250万円	おおむね 2,000時間

経営体	営農類型	目標規模	作目構成	戸数	備 考
基幹 経営体	水稲専作 経営	水田 45ha	水稲	1	
基幹 経営体	トマト 専作経営	施設 40a	トマト	1	
基幹 経営体	ブロッコリー 専作経営	畑 250a	ブロッコリー	1	
基幹 経営体	水耕みつば 水耕ねぎ 複合経営	施設 40a	水耕みつば 水耕ねぎ	1	
基幹 経営体	イチゴ 専作経営	施設 35a	イチゴ	1	
基幹 経営体	バラ 専作経営	施設 35a	バラ	1	
基幹 経営体	鉢花 専作経営	施設 30a	シクラメン アジサイ	1	
基幹 経営体	洋ラン 専作経営	施設 50a	シンビジューム	1	
基幹 経営体	ブドウ 専作経営	ブドウ 100a	ブドウ	1	
基幹 経営体	ナシ 専作経営	ナシ 190a	ナシ	1	
ステップアップ 経営体	水稲専作 経営	水田 80ha	水稲	1	
ステップアップ 経営体	トマト 専作経営	施設 80a	トマト	1	
ステップアップ 経営体	イチゴ 専作経営	施設 70a	イチゴ	1	

出典：名古屋市 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア 富田地区

富田地区においては、農作業の受委託を促進し、優良農地の利用を図り、担い手農家の育成に努めるとともに、技術集約型の野菜、花き、施設園芸等の認定農業者の育成を図る。

イ 南陽地区

南陽地区においては、農協管理方式による稲作機械化一貫作業体系が確立し、作業受委託が定着しているので、今後も機械施設整備を図り、オペレーターの育成確保に努める。また、担い手への農地の利用集積により優良農地の保全を図る。

ウ 東谷地区

東谷地区においては、ぶどう園を保全・活用し、農業経営の安定を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

就農準備等のための制度資金の活用や農業技術・知識習得の支援等により、農業を担う者の確保・育成に努め、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進を図る。

(1) 富田地区

本地区は、農作業の受委託等を活用し、農用地の保全を推進する。

(2) 南陽地区

本地区は、農協管理方式による作業受委託と、地域計画や農地中間管理事業等により農地の集約化を一層進めていく。

(3) 東谷地区

本地区は、農地の利用促進を行えるよう、地域の中心となる新たな担い手を確保し、地域内の農地の利用調整等を検討する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連
該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、「農」のある市民の豊かな暮らしを目指して、「農」の営みの支援や「農」のある暮らしづくりなどを進めており、生産基盤の整備、農業経営の安定を積極的に推進し、長期にわたって品質や鮮度の高い農産物の供給が可能な産地づくりをすすめるとともに、朝市・青空市等のふれあい事業や農業公園の活用などを進めていく。

重点作物としては、富田地区、南陽地区では、米、野菜、花きとし、東谷地区では果樹とする。農業近代化施設の導入にあたっては、地域の実情に応じた施設、機械の選択、生産組織の育成及び共同利用の推進により、施設整備の効果を高めるよう留意する。

なお、ここで述べる農業近代化施設とは、農産物の栽培、育苗、収穫、集荷、選別、調整、出荷、貯蔵、加工、運搬等、生産から販売に関する近代的な施設・機器類とする。

(1) 富田地区 [A]

本地区は水田地帯であるが野菜の生産も多いため、作物ごとに生産組織を育成し、水田及び畑の高度利用を推進する。

水稻については、農作業の受委託を推進し、低コストで高品質な米の生産を図る。

野菜等については、都市農地という立地を活かした軟弱野菜や花きの生産が盛んなところであり、これら特産物の生産の拡大と効率化を推進するため、施設園芸の導入をさらに進めるとともに、既存農業近代化施設の活用を図る。

(2) 南陽地区 [B]

本地区の大部分の農家は水稻単作であるが、野菜等の作付けを奨励し、自立経営農家を育成する。

稲作については、これまでも、集団栽培や農地中間管理事業の推進と生産技術の改善等がすすめられているが、今後も農業近代化施設の導入により、効率的で生産性の高い営農に努める。

野菜等の生産に関する方向性については、水田の利用効率を高めるため、用排水施設の整備を行い、畑地転換による栽培も奨励する。茶屋新田では既存農業近代化施設の活用を図り、生産から販売に至る効率化・省力化を推進する。

(3) 東谷地区〔C〕

本地区は丘陵地利用による果樹団地（ぶどう園）であるが、既存近代的施設の活用を図る。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべきものの育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市には、農業の技術・知識の普及・啓発を図るとともに、市民の憩いの場として3つの農業公園を整備している。

農業センター（天白区）は、野菜と家畜がテーマの農業公園として、農業にふれあい、学びながらゆったりと憩うことができる場を提供するとともに、チャレンジファーマーカレッジや農業ボランティア育成講座などを実施している。

農業文化園（港区）は、農業振興地域に隣接した立地を生かし、農と自然にふれあい、まなび、元気になる公園を目指し、農体験施設や産直施設、農業技術の展示など、地元農業者を応援する施設となるよう整備を進める。

東谷山フルーツパーク（守山区）は、果樹栽培の技術等の研究及び指導を行うとともに、市民に自然に恵まれたレクリエーション活動の場を提供している。

これらの農業公園を適切に管理、運営し、新たに農業を担うべき者の育成・確保につなげる。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

関係機関と連携し、就農準備等のための制度資金の活用や農業の技術・知識修得の支援等により農業を担う者の育成・確保を進めるとともに、新規就農希望者に対する情報提供や体験・交流の場の提供等を進める。

4 森林の整備その他林業振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、中部圏の中核都市として、産業、経済が発展し、農外就業の場に恵まれている。

本市販売農家（477戸）に占める準主業・副業農家（445戸）の割合は99.6%と高いが、基幹作業の受委託が進み安定した農外所得を得ており目標は設定しない。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市は、市民に雇用の機会と安定した所得を保障する豊かで活力ある都市の活動を確保するため、産業経済の振興を図ること（名古屋市基本構想）を基本として諸々の施策を推進している。

農業の兼業化が進んでいることから、これら兼業農家の農地の保全と有効利用を図り、また、農業従事者の安定的な就業機会を確保するため、利用権の設定による農地の安定化、農作業受委託組織の整備、育成を図る。

また、地域農業の担い手として、認定農業者・農業経営士を育成するため、経営改善・研修等の支援活動を実施する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

(1) 安全性

南陽・富田地区では国道 302号や戸田荒子線の整備が行われ、通学路で交通量の多い道路については、防護柵の設置等を進める。

津波に備え、津波避難施設のさらなる確保に努める。

全地区の風水害及び地震災害は、地域防災計画等に基づき防災対策を図り、被害を最小限度にとどめる。

防犯意識の高揚と地域の防犯力の向上を図り、犯罪抑止対策を推進する。

(2) 保健性

南陽・富田地区及び東谷地区とも給水は市営の上水道が完備されており、ごみ処理については、市の環境局による定期的な収集処理が行われているが、保健センター、環境事業所と連携して地域の美化に努める。

また、ふん尿の処理は現在浄化槽を介して水路に排水しているので公共下水工事を進め、地域の生活環境を改善する。

(3) 利便性

南陽・富田地区では国道 302号の拡幅、国道 1号の改良等による交通網の整備により地域の利便性の向上を図る。

東谷地区は隣接する志段味地区の区画整理事業が進められており、面整備事業と一体となった道路整備を行う。

(4) 快適性

南陽・富田地区では農業公園の農業文化園及び戸田川緑地（南地区）について、市民や農業者が快適に利用できる憩いの場として整備し、地域の快適性の向上を図る。

東谷地区では東谷山フルーツパークの整備を始め、隣接する区画整理地区内で新たに公共施設の整備を進める。

(5) 文化性

南陽・富田地区では学区に多数の神楽が保存され、毎年神楽揃えが行われており、地区内の図書館、地区会館等公共施設を文化・伝統の継承を行う拠点として活用する。

東谷地区は白鳥古墳を始め多数の遺跡が点在し、歴史を伝える貴重な地区となっており、保全を行っていく。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付図

別 添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農用地等保全整備計画図（付図3号）

別記 農用地利用計画

1 農用地区域

(1) 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地等を農用地区域とする。

地区・区域 番号	区 域 の 範 囲	除外する土地	備考
A-1 (榎 津)	中川区榎津西町、榎松町	付図 8号に示す黄色以外の区域	
A-2 (江 松)	中川区江松西町及びこれに地続きの市街化調整区域内の東かの里町、かの里二丁目	付図 8号に示す黄色以外の区域	
A-3 (供米田)	中川区富田町大字供米田のうち市街化区域を除く区域	付図 8号に示す黄色以外の区域	
A-4 (包 里)	中川区富田町大字包里のうち市街化区域を除く区域	付図 8号に示す黄色以外の区域	
A-5 (戸 田)	中川区水里一丁目から五丁目のうち富田町土地改良区富永工区を除く区域 中川区福島一丁目から三丁目	付図 8号に示す黄色及び橙色以外の区域	
A-6 (富 永)	中川区水里一丁目から五丁目のうち富田町土地改良区富永工区の区域 中川区富永一丁目から四丁目	付図 8号に示す黄色及び橙色以外の区域	
B-1 (福 田)	港区西蟹田 港区南陽町大字福田の区域	付図 8号に示す黄色の区域	

B-2 (海 東)	港区西福田一丁目から五丁目	付図 8号に示す黄色及び 橙色以外の区域	
B-3 (西福田)	港区福屋一丁目、二丁目、寺 前町 港区西福田五丁目の一部区域	付図 8号の示す黄色以外 の区域	
B-4 (協 和)	港区協和一丁目、二丁目、畑 中一丁目、畑中二丁目、六軒 家	付図 8号に示す黄色及び 橙色以外の区域	
B-5 (福田前)	港区福前一丁目、二丁目	付図 8号に示す黄色以外 の区域	
B-6 (茶屋後)	港区新茶屋一丁目から五丁目	付図 8号に示す黄色及び 橙色以外の区域	
B-7 (茶 屋)	港区東茶屋一丁目から四丁目 のうち市街化区域を除く区域 港区西茶屋一丁目から四丁目 のうち市街化区域を除く区域 港区秋葉二丁目、三丁目 港区川園一丁目から三丁目 港区大西一丁目から三丁目	付図 8号に示す黄色及び 橙色以外の区域	
B-8 (七 島)	港区七島一丁目、二丁目	付図 8号に示す黄色及び 橙色以外の区域	
B-9 (藤 高)	港区藤高一丁目から五丁目	付図 8号に示す黄色及び 橙色以外の区域	

B-10 (小 川)	港区小川一丁目から四丁目、 天目町	付図 8号に示す黄色及び 橙色以外の区域	
C-1 (東 谷)	守山区大字上志段味字東谷の うち市街化区域及び森林を除 く区域	付図 8号に示す黄色以外 の区域	

(2) 現況森林、原野等にかかる農用地区域

農用地区域に設定することが必要な森林、原野は存在しない。

2 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域 番 号	用 途 区 分
A-1 (榎 津)	農 地：付図 8号に示す黄色の区域
A-2 (江 松)	農 地：付図 8号に示す黄色の区域
A-3 (供米田)	農 地：付図 8号に示す黄色の区域
A-4 (包 里)	農 地：付図 8号に示す黄色の区域
A-5 (戸 田)	農 地：付図 8号に示す黄色の区域 農業用施設用地：付図 8号に示す橙色の区域
A-6 (富 永)	農 地：付図 8号に示す黄色の区域 農業用施設用地：付図 8号に示す橙色の区域
B-1 (福 田)	農 地：付図 8号に示す黄色の区域
B-2 (海 東)	農 地：付図 8号に示す黄色の区域 農業用施設用地：付図 8号に示す橙色の区域
B-3 (西福田)	農 地：付図 8号に示す黄色の区域

B－4 (協 和)	農 農業用施設用地：付図 8号に示す黄色の区域
B－5 (福田前)	農 地：付図 8号に示す黄色の区域
B－6 (茶屋後)	農 地：付図 8号に示す黄色の区域
B－7 (茶 屋)	農 地：付図 8号に示す黄色の区域
B－8 (七 島)	農 地：付図 8号に示す黄色の区域
B－9 (藤 高)	農 地：付図 8号に示す黄色の区域
B－10 (小 川)	農 地：付図 8号に示す黄色の区域
C－1 (東 谷)	農 地：付図 8号に示す黄色の区域